



障害のある人の人権と 社会保障裁判

特集にあたって

山本 忠

「法の目標は平和であり、それに達する手段は闘争である」という書き出しで始まる19世紀の法学者イェーリングの名著『権利のための闘争』は「不法な侵害に対する自己の権利の防衛闘争は、権利者自身に対する義務であると同時に、政治、国家をよくするための社会への義務である」と説く。

障害のある人々の人権保障の歴史においても、数々の裁判運動は大きな役割を果たしてきた。古くは朝日訴訟、堀木訴訟から始まり、1990年以降は児童扶養手当の視覚障害者への広報義務をめぐる永井訴訟、学生無年金障害者訴訟などが続き、最近では65歳以上障害者の介護保険優先原則の違法性を争う裁判として浅田訴訟・天海訴訟、また優生保護法賠償訴訟、そして和歌山等での24時間介護保障を求めた訴訟などが続いている。中でも障害者自立支援法違憲訴訟は、障害者福祉政策を正面から問う裁判として提起されたが、2010年の基本合意・和解をふまえ、現在でも当事者が参加する政策協議が継続している点において、歴史的画期をなしたものであった。さらに2024年7月3日最高裁大法廷は、優生保護法賠償訴訟について原告全面勝訴の判決を下したのであった。

こうした一つひとつの裁判運動の積み重ねによって、今日の障害のある人の人権状況が勝ち取られてきたことに私たちは確信をもつことができるだろう。しかし、2022年の国連障害者権利委員会から日本政府に出された勧告（総括所見）にみ

られるように障害者権利条約が求める国際水準からみるとまだまだ多くの課題が残されていることも疑いようのない事実であり、私たちはなお闘い続けなければならないのである。

本特集は、1957年に朝日訴訟が提訴されて以降70年近くにわたる障害のある人々をめぐる社会保障裁判運動の展開をふり振り返りながら、今日までの人権保障の発展の到達点を確認し、日本における人権保障確立の時代を展望していくことを目標としている。

まず、長年にわたり日本の社会保障裁判や障害のある人の人権保障運動の先頭に立って理論的・実践的に奮闘してこられた三者による鼎談^{ていだん}を用意した。井上英夫さん（法学者）、藤原清吾さん（弁護士）、藤井克徳さん（運動家）らの鼎談から、私たちは裁判や運動のもつ意義について多くのことを学ぶことができるだろう。

次に2本の論考を用意した。濱畑芳和論文「社会保障裁判の展開と障害のある人の人権の到達点」は本特集全体を総括するものである。藤岡毅論文「障害者自立支援法違憲訴訟の意義と今後の展開」は、全国弁護士事務局長として関与されてきた立場から意義と課題を総括するものである。

本特集最後の4本の報告は、福祉サービスの権利、交通権・移動権、労働権等の権利保障に実践的にかかわってこられた当事者、弁護士、研究者に寄稿を依頼した貴重なものである。

（やまもと ただし 立命館大学教授）